

新たな食品表示制度に係る県の対応について～食品表示法～

アレルギー表示が変わります。

- ▶ 原則として、**個別表記**になります。

(個別表記の例) アレルギー表示は下線部(実際の商品にはありません。)

原材料名	準チョコレート(パーム油(大豆を含む)、砂糖、全粉乳、ココアパウダー、乳糖、カカオマス、食塩)、小麦粉、ショートニング(牛肉を含む)、砂糖、卵、コーンシロップ、乳又は乳製品を主要原料とする食品、ぶどう糖、麦芽糖、加工油脂、カラメルシロップ、食塩
添加物	ソルビトール、酒精、乳化剤、膨張剤、香料

- ▶ **特定加工食品*及びその拡大表記が廃止**されます。

* 特定加工食品とは、表記として特定原材料名又は代替表記を含まないが、一般的に特定原材料等を含むことが予測できると考えられてきたものをいいます。

(特定加工食品の例)

卵の特定加工食品
マヨネーズ
小麦の特定加工食品
パン

新制度では、これらの食品についても、アレルギー表示がされるようになります。

- ▶ 一括表示をする場合は、別記様式内に、**使用された全てのアレルギー**がまとめて表示されます。

(一括表示の例) アレルギー表示は下線部(実際の商品にはありません。)

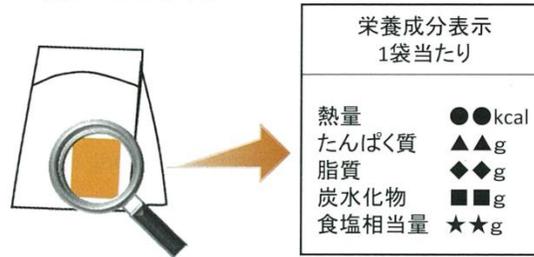
原材料名	準チョコレート(パーム油、砂糖、全粉乳、ココアパウダー、乳糖、カカオマス、食塩)、小麦粉、ショートニング、砂糖、卵、コーンシロップ、乳又は乳製品を主要原料とする食品、ぶどう糖、麦芽糖、加工油脂、カラメルシロップ、食塩、(一部に小麦・卵・乳成分・牛肉・大豆を含む)
添加物	ソルビトール、酒精、乳化剤、膨張剤、香料、(一部に大豆・乳成分を含む)

加工食品の栄養成分表示が義務化されます。

- ▶ 容器包装に入れられた加工食品には、**熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム**の5成分が表示されるようになります*。

- ▶ ナトリウムの量は、消費者にとって分かりやすい「**食塩相当量**」で表示されます(ナトリウム塩を添加していない食品にのみ、ナトリウム量を併記することができます。)

- ▶ 栄養成分表示を活用して、健康的な食事の摂取に役立てましょう。



* 以下のものには、栄養成分の表示の省略が認められています。

- ①表示可能面積が小さいもの
- ②酒類
- ③栄養の供給源としての寄与の程度が小さいもの
- ④極めて短期間で原材料が変更されるもの
- ⑤小規模事業者が販売するもの



新たな機能性表示制度が創設されました。

- ▶ 特定の保健の目的が期待できる(健康の維持及び増進に役立つ)という食品の機能性を表示することができる「**機能性表示食品**」の制度ができました。

- ▶ 機能性表示食品は、消費者庁長官に届け出た安全性や機能性に関する一定の科学的根拠に基づき、事業者の責任において表示を行うものです。特定保健用食品(トクホ)とは異なり、消費者庁長官の個別の許可を受けたものではありません。

- ▶ 機能性表示食品の安全性及び機能性に関する科学的根拠は、消費者庁のウェブサイト等に公開されます。

- ▶ 機能性表示食品は、**疾病の診断、治療、予防を目的としたものではなく、また、疾病に罹患している者、未成年者、妊産婦(妊娠を計画している者を含む)及び授乳婦を対象に開発された食品ではありません。**

- ▶ 健康作りのためには、十分な睡眠と運動に加え、バランスのよい食事が基本です。機能性表示食品に頼るだけでなく、自身の食生活を見直すことが大切です。

食品表示法施行に伴う食品表示の改正点【補足】

1 添加物の表示方法の変更(平成32年4月1日から)

(改正前)原材料名の後に添加物を重量割合の高いものから順に表示。

例:原材料名 小麦粉、食用油脂、食塩、膨張剤

(改正後)原材料と食品添加物を明確に区分して表示。

例1:原材料名 小麦粉、食用油脂、食塩 / 膨張剤

例2:原材料名 小麦粉、食用油脂、食塩
膨張剤 (←改行して表示)

※項目を設けて表示する例は、前ページ参照

2 製造所固有記号の使用に係るルールの変更(平成28年4月1日から)

(改正前)表示責任者が販売者の場合、販売者名称の後に届け出をした製造所固有記号を表示すれば、製造所等の表示は不要。

(改正後)原則として、2以上の工場で製造する商品のみ利用可能。よって、表示責任者が販売者で1か所の工場で製造している場合は、販売者ととも製造者等の表示が必要。

3 原材料名表示等に係るルールの変更(平成32年4月1日から)

(改正前)パン類、食用植物油脂、ドレッシング及びドレッシングタイプ調味料、風味調味料について、それぞれ独自の表示方法が設定。例えばドレッシングの場合、原材料と食品添加物を区分せずに、重量割合の高いものから順に表示。

(改正後)他の一般加工食品と同様に、原材料又は食品添加物を区分し、それぞれに占める重量割合の高いものから順に表示。

4 その他留意点

1つの食品の表示の中での食品表示基準と旧基準の両者に基づいた表示の混在は認められない。

新たな食品表示制度の周知について

1 国(消費者庁)によるこれまでの取組状況

平成27年6月19日 食品表示基準説明会(宮城会場、事業者向け、人数制限あり)

7月 6日~7日 都道府県等食品表示担当者研修

2 県によるこれまでの活動状況

平成27年4月23日 青森県食品表示適正化指導チームを各地域県民局地域農林水産部に設置

5月22日 各地域県民担当職員を対象にした食品表示適正化業務担当者研修会を開催

6月30日 西北地域の女性起業者に対する食品表示説明会開催(西北地域県民局主催)

7月 2日~3日 食品表示ウォッチャーに対し、新たな食品表示制度を周知

7月24日 各地域県民局地域農林水産部の新任担当者向け研修会を開催

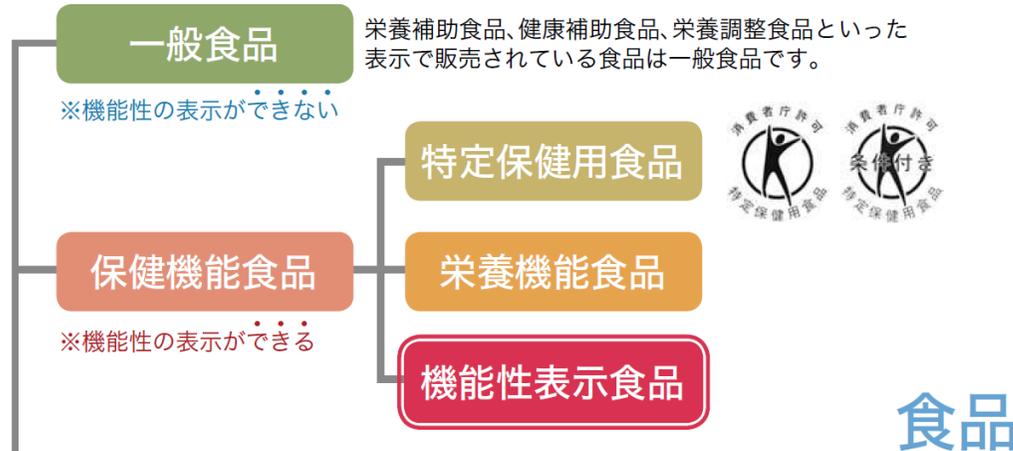
随時 各事業者からの表示相談や講師依頼等への対応

3 今後の活動予定

- ・青森県食品表示適正化指導チームによる啓発・指導の実施(継続)
- ・各地域県民局地域農林水産部担当者に対する研修会の開催
- ・新たな基準に対応した食品表示マニュアル等の作成・配布
- ・個別表示相談や事業者からの講師依頼への対応(継続)
- ・県内食品関連事業者を対象とした食品表示研修会の開催

機能性表示食品について

- 「お腹の調子を整えます」「脂肪の吸収をおだやかにします」など、特定の保健の目的が期待できるという食品の機能性を表示することができる食品です。
- 科学的根拠に基づいた機能性が、事業者の責任において表示されるものです。



機能性の評価方法

- 最終製品を用いた臨床試験
(トクホに準ずる)
- 又は
- 最終製品又は機能性関与成分に関する研究レビュー
(システマティックレビュー)

	保健機能食品	届出	効果や安全性
医薬品	特定保健用食品	事業者→都道府県→消費者庁	国が個別審査・許可
医薬部外品	栄養機能食品	不要	国が定める定型文
	機能性表示食品	事業者→消費者庁	個別審査・許可なし

食品区分	認証方式等	可能な表示
いわゆる 健康食品 健康補助食品 栄養補助食品 等	<ul style="list-style-type: none"> ・なし ・民間の独自制度によるマークがある 	不可
特定保健用食品	<ul style="list-style-type: none"> ・国が個別審査・許可 ・マークあり 	健康の維持、増進に役立つ、又は適する旨(疾病リスクの低減に資する旨を含む) 例: 血圧が高めの方に適した食品です 例: 糖の吸収をおだやかにし、食後血糖値の上昇をゆるやかにします
栄養機能食品	<ul style="list-style-type: none"> ・自己認証 国への届出不要 ・ビタミン13種類、ミネラル6種類、脂肪酸1種類が対象 	栄養成分の機能の表示(国が定める定型文) 例: カルシウムは、骨や歯の形成に必要な栄養素です 例: ビタミンB2は、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です
機能性表示食品	<ul style="list-style-type: none"> ・自己認証 販売日の60日前までに国への届出が必要 ・生鮮食品も対象 	健康の維持、増進に役立つ、又は適する旨(疾病リスクの低減に資する旨を除く) 例: 本品には【機能性関与成分】が含まれるので、○○の機能があります 例: お腹の調子を整えます